

私立小中学校修学支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 私立小中学校修学支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）および大学私学課所管補助金等交付要綱（昭和46年7月1日決定（以下「交付要綱」という。））に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 補助事業者

県内の私立小中学校の設置者

二 児童生徒

県内の私立小中学校に7月1日時点で在籍している者

三 保護者等

「保護者等」については以下に該当するすべての者とする。

①学校教育法第16条に規定する保護者（ただし、法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人、児童生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く）

児童生徒に保護者がいない場合、当該児童生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者

②児童生徒と同居する祖父母がいる場合にあつては、当該祖父母

③①、②の者と同等程度又は同等程度以上に児童生徒の授業料を負担する者がいる場合にあつては、当該負担する者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、県内の私立小中学校に通う児童生徒の保護者等であつて、以下の要件を満たすことについて知事が認めた者とする。

一 児童生徒の保護者等の所得金額（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）から人的控除等の所得控除額合計を減じた額（以下「判定額」という。）（保護者等が二

人以上いるときは、その全員の判定額を合算した額。以下同じ。)が140万円未満であること。ただし、寡婦控除の適用がある場合は判定額が143万、寡夫控除の適用がある場合は判定額が147万円未満とする。また、児童生徒の保護者等のいずれかに課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても、判定に当たって勘案することとする。

- 二 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母からの教育資金の一括贈与を受けていないこと
- 三 児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が600万円以下であること
- 四 児童生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること
- 五 児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること

(代理受領)

第4条 補助事業者は、補助対象者に代わって補助金を受領し、その有する当該補助対象者の授業料額に係る債権の弁済に充てるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は児童生徒一人あたり10万円を限度とし、当該学校の授業料額の範囲内とする。

また、月ごとに授業料額を徴収している学校で、7月2日以降に転校する場合に、転校するま日までの授業料額が10万円に満たない場合は、その額を支給する。

(書類の保管)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る書類をについて、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則

この要領は平成29年度補助金から適用する。

附則

この要領は平成30年度補助金から施行する。

附則

この要領は令和元年度補助金から施行する。